

京都大学国際交流会館使用料金規程 新旧対照表

改正前		改正後																														
(前 略)																																
第4条 留学生宿泊室の諸料金の額は次の表のとおりとする。		第4条 留学生宿泊室の諸料金の額は次の表のとおりとする。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">諸料金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館</td> <td colspan="2" rowspan="3">} (略)</td> </tr> <tr> <td>宇治分館</td> </tr> <tr> <td>おうばく分館</td> </tr> </tbody> </table>		区分	諸料金		月額		本館	} (略)		宇治分館	おうばく分館	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">諸料金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館</td> <td colspan="2" rowspan="3">} (同 左)</td> </tr> <tr> <td>宇治分館</td> </tr> <tr> <td>おうばく分館</td> </tr> <tr> <td>みささぎ分館</td> <td>夫婦室(F)</td> <td>9,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>单身室(G)</td> <td>9,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>单身室(G')</td> <td>5,800 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	諸料金		月額		本館	} (同 左)		宇治分館	おうばく分館	みささぎ分館	夫婦室(F)	9,400 円		单身室(G)	9,500 円		单身室(G')	5,800 円
区分	諸料金																															
	月額																															
本館	} (略)																															
宇治分館																																
おうばく分館																																
区分	諸料金																															
	月額																															
本館	} (同 左)																															
宇治分館																																
おうばく分館																																
みささぎ分館	夫婦室(F)	9,400 円																														
	单身室(G)	9,500 円																														
	单身室(G')	5,800 円																														
2 (略)		2 (同 左)																														
第5条 研究者宿泊室及び留学生宿泊室の諸料金は水道料、寝具賃借料、インターネット設備料に係る経費とする。		第5条 研究者宿泊室及び留学生宿泊室の諸料金は水道料、寝具賃借料、インターネット設備料に係る経費とする。 <u>なお、留学生宿泊室の諸料金のうち、みささぎ分館单身室(G)については、ガス料、電気料に係る経費も含むものとする。</u>																														
(後 略)		<p>附 則</p> <p>この規程は平成22年7月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、みささぎ分館の諸料金の月額については、第4条の規定にかかわらず、平成22年9月30日までの間は寝具賃借料及びインターネット設備料に係る経費を除いたものとし、夫婦室(F) 3,600 円、单身室(G) 5,500 円、单身室(G') 1,800 円とする。</p>																														